

令和5年12月20日

ご利用者各位

適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応について

（公財）武蔵野文化生涯学習事業団

消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、令和5年10月1日から適格請求書等保存方式（インボイス制度）が施行されております。これに伴い、当事業団では適格請求書の発行を下記のとおり行います。

なお、発行は利用者からのお申し出に基づき行いますのでご了承ください。

記

- 1 各館施設使用料、吉祥寺美術館観覧料、駐車料金
武蔵野市の歳入となるものですが、媒介者交付特例により当事業団で発行が可能ですのでお申し出ください。武蔵野市の「適格請求書発行事業者」登録については以下をご参照ください。
https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/shigoto_sangyo/jigyosha/1044263.html
- 2 各種公演等のチケット料金（当事業団主催事業）及びアルテ友の会会費
お申し出に基づき発行いたします。
- 3 各種公演等のチケット料金（当事業団主催以外のもの）
 - (1) 当事業団がチケット販売代行者となるもの
媒介者交付特例により当事業団で発行が可能ですのでお申し出ください。ただし、主催者が適格請求書発行事業者ではない事業については発行できません。主催者にお問合せください。
 - (2) 当事業団がチケットを販売しないもの
当事業団以外の主催者が当事業団管理施設を利用して独自に実施・販売する催しのチケットにつきましては、当事業団では発行できません。主催者にお問合せください。

「媒介者交付特例」については以下をご参照ください。

国税庁HPより「インボイス制度に関するQ&A目次一覧」

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm

同上より、III 適格請求書発行事業者の義務等 問48「媒介者交付特例」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-08.pdf>

以上